

○公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年3月27日国住備第132号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成18年3月27日 国住備第132号 住宅局長通知</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和6年3月29日国住備第469号</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 補助金の交付の対象 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 国は、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、次の各号に掲げる要件に適合するものについて、この要綱に基づき、家賃に係る補助を行うことができる。</p> <p>一 次のイ及びロに該当するものであること</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 入居世帯が次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 次の①から③のいずれかに該当するもの（令和3年12月20日以降に入居するものであって、<u>令和11年3月31日</u>までに家賃の低廉化が開始されるものに限る。）であり、かつ、当該入居者の所得が15万8千円を超え21万4千円（②に該当するものにあつては、25万9千円）を超えないもの（ただし、家賃低廉化対象額の算定対象とした期間</p>	<p style="text-align: center;">公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成18年3月27日 国住備第132号 住宅局長通知</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和5年3月31日国住備第483号</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 補助金の交付の対象 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 国は、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、次の各号に掲げる要件に適合するものについて、この要綱に基づき、家賃に係る補助を行うことができる。</p> <p>一 次のイ及びロに該当するものであること</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 入居世帯が次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 次の①から③のいずれかに該当するもの（令和3年12月20日以降に入居するものであって、<u>令和9年3月31日</u>までに家賃の低廉化が開始されるものに限る。）であり、かつ、当該入居者の所得が15万8千円を超え21万4千円（②に該当するものにあつては、25万9千円）を超えないもの（ただし、家賃低廉化対象額の算定対象とした期間</p>

が、①及び②に該当するものにあつては6年以内で地方公共団体が定める期間のもの、③に該当するものにあつては3年以内で地方公共団体が定める期間のものに限る。）

①～③ (略)

二～七 (略)

5 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、公営住宅の建替えの際に従前居住者の移転先とする場合であつて、次の各号に掲げる要件に適合するものに対する前項第一号、第五号及び第六号イ並びに第10項の規定の適用については、前項第一号中「管理開始から10年(家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあつては、地方公共団体が定める期間)」とあるのは「地方公共団体が定める期間」と、「15万8千円」とあるのは「21万4千円」と、第10項中「所得が15万8千円以下」とあるのは「第4項第一号にあつては21万4千円以下、前項第一号にあつては15万8千円以下」とし、前項第五号及び第六号イの規定は適用しない。

一～四 (略)

6 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、公営住宅の除却の際に従前居住者の移転先とする場合であつて、次の各号に掲げる要件に適合するものに対する第4項第一号、第五号及び第六号イ並びに第10項の規定の適用については、第4項第一号中「管理開始から10年(家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあつては、地方公共団体が定める期間)」とあるのは「地方公共団体が定める期間」と、「15万8千円」とあるのは「21万4千円」とし、第10項中「15万8千円以下」とあるのは「第4項第一号にあつては21万4千円以下、前項第一号にあつては15万8千円以下」とし、第4項第五号及び第六号イの規定は適用しない。

一～四 (略)

7 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、公営住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合であつて、災害により滅失した住宅に居住していた者(災害公営住宅に入居していた者又は入居を予定している者を除く。)

が、①及び②に該当するものにあつては6年以内で地方公共団体が定める期間のもの、③に該当するものにあつては3年以内で地方公共団体が定める期間のものに限る。）

①～③ (略)

二～七 (略)

5 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、公営住宅の建替えの際に従前居住者の移転先とする場合であつて、次の各号に掲げる要件に適合するものに対する前項第一号、第五号及び第六号イ並びに第9項の規定の適用については、前項第一号中「管理開始から10年(家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあつては、地方公共団体が定める期間)」とあるのは「地方公共団体が定める期間」と、「15万8千円」とあるのは「21万4千円」と、第9項中「所得が15万8千円以下」とあるのは「第4項第一号にあつては21万4千円以下、前項第一号にあつては15万8千円以下」とし、前項第五号及び第六号イの規定は適用しない。

一～四 (略)

6 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、公営住宅の除却の際に従前居住者の移転先とする場合であつて、次の各号に掲げる要件に適合するものに対する第4項第一号、第五号及び第六号イ並びに第9項の規定の適用については、第4項第一号中「管理開始から10年(家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあつては、地方公共団体が定める期間)」とあるのは「地方公共団体が定める期間」と、「15万8千円」とあるのは「21万4千円」とし、第9項中「15万8千円以下」とあるのは「第4項第一号にあつては21万4千円以下、前項第一号にあつては15万8千円以下」とし、第4項第五号及び第六号イの規定は適用しない。

一～四 (略)

7 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、公営住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合であつて、災害により滅失した住宅に居住していた者(災害公営住宅に入居していた者又は入居を予定している者を除く。)

が入居するものに対する第4項第一号、第五号及び第六号イ並びに第10項の規定の適用については、第4項第一号中「管理開始から10年（家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあつては、地方公共団体が定める期間）」とあるのは「管理開始から20年」と、「15万8千円」とあるのは「21万4千円」と、第10項中「15万8千円以下」とあるのは「21万4千円以下」とし、第4項第五号及び第六号イの規定は適用しない。

8 国は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅のうち、次の各号に掲げる要件に適合するものについて、この要綱に基づき、家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料及び緊急連絡先引受けに係る費用（以下、「家賃債務保証料等」という。）に係る補助を行うことができる。

一 第4項第一号に該当するものであること。ただし、家賃債務保証料等の低廉化を行う者が入居者の所得を把握することが困難な場合であつて、家賃の額が公営住宅並み家賃（公営住宅法施行令第2条の家賃算定基礎額に市町村立地係数及び規模係数を乗じて得た額を参考に地方公共団体が定める額。第7第3項及び第4項において同じ）の額以下である場合には、この限りでない。

二・三 （略）

9 国は、次の各号に掲げる要件に適合するものについて、この要綱に基づき、住替え費用に係る補助を行うことができる。

一・二 （略）

三 第4項第一号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当する世帯が、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅へ住み替える場合（第4項第一号ロ(1)④若しくは⑤又は(3)に該当する世帯を除き、住替えにより家賃が低くなる場合に限る。）であること

10～12 （略）

第5・第6 （略）

が入居するものに対する第4項第一号、第五号及び第六号イ並びに第9項の規定の適用については、第4項第一号中「管理開始から10年（家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあつては、20年以内で地方公共団体が定める期間）」とあるのは「管理開始から20年」と、「15万8千円」とあるのは「21万4千円」と、第9項中「15万8千円以下」とあるのは「21万4千円以下」とし、第4項第五号及び第六号イの規定は適用しない。

8 国は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅のうち、次の各号に掲げる要件に適合するものについて、この要綱に基づき、家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料及び緊急連絡先引受けに係る費用（以下、「家賃債務保証料等」という。）に係る補助を行うことができる。

一 第4項第一号に該当するものであること（ただし、第4項第一号ロ(3)に該当するものにあつては、同項に規定する家賃に係る補助を行っていないこと）

二・三 （略）

9 国は、次の各号に掲げる要件に適合するものについて、この要綱に基づき、住替え費用に係る補助を行うことができる。

一・二 （略）

三 第4項第一号ロ(2)に該当する世帯が、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅へ住み替える場合（住替えにより家賃が低くなる場合に限る。）であること

10～12 （略）

第5・第6 （略）

第7 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃及び家賃債務保証料等に係る補助金の額

(略)

2 三大都市圏の地方公共団体又は三大都市圏以外の指定都市若しくは中核市が補助する場合の第4第4項第一号イ並びに第1項及び第7項の規定の適用については、家賃に係る補助の総額が2,400千円/戸を超えない限りにおいて、第4第4項第一号イ中「10年（家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあつては、地方公共団体が定める期間）」とあるのは「地方公共団体が定める期間」とし、第1項中「20千円」とあるのは三大都市圏の地方公共団体が補助する場合は「40千円」、三大都市圏以外の指定都市又は中核市が補助する場合は「30千円」とし、第7項の規定は適用しないこととすることができる。ただし、入居世帯が第4項第一号ロ(3)に該当するものについては、この限りではない。

3 第4第7項の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助金の額は、当該住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃の低廉化に関し地方公共団体が家賃の低廉化を行う者に対し補助する額及び地方公共団体が実施する家賃の低廉化に要する額の合計額に3分の2（入居者が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22項第1項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた者である場合、最初の5年間は4分の3）を乗じて得た額（ただし、1月あたりの補助の対象となる額は、当該住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃の額から公営住宅並み家賃とし、第1項及び第7項の規定は適用しない。

ただし、当該災害により滅失した住戸数の3割（激甚災害の場合は5割）に相当する戸数（公営住宅法第8条第1項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条第1項の規定による国の補助に係るものがある場合にあつては、その戸数を控除した数）を超える分については、この限りではない。

第7 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃及び家賃債務保証料等に係る補助金の額

(略)

2 三大都市圏の地方公共団体又は三大都市圏以外の指定都市若しくは中核市が補助する場合の第4第4項第一号イ並びに第1項及び第7項の規定の適用については、家賃に係る補助の総額が2,400千円/戸を超えない限りにおいて、第4第4項第一号イ中「10年（家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあつては、20年以内で地方公共団体が定める期間）」とあるのは「20年以内で地方公共団体が定める期間」とし、第1項中「20千円」とあるのは三大都市圏の地方公共団体が補助する場合は「40千円」、三大都市圏以外の指定都市又は中核市が補助する場合は「30千円」とし、第7項の規定は適用しないこととすることができる。ただし、入居世帯が第4項第一号ロ(3)に該当するものについては、この限りではない。

3 第4第7項の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助金の額は、当該住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃の低廉化に関し地方公共団体が家賃の低廉化を行う者に対し補助する額及び地方公共団体が実施する家賃の低廉化に要する額の合計額に3分の2（入居者が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22項第1項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた者である場合、最初の5年間は4分の3）を乗じて得た額（ただし、1月あたりの補助の対象となる額は、当該住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃の額から公営住宅並み家賃（公営住宅法施行令第2条の家賃算定基礎額に市町村立地係数及び規模係数を乗じて得た額を参考に地方公共団体が定める額。次項において同じ）の額を控除して得た額を超えないものとする。）とし、第1項及び第7項の規定は適用しない。

ただし、当該災害により滅失した住戸数の3割（激甚災害の場合は5割）に相当する戸数（公営住宅法第8条第1項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条第1項の規定による国の補助に係る

4～9 (略)

第8～第14 (略)

附 則  
(略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ものがある場合にあつては、その戸数を控除した数) を超える分については、この限りではない。

4～9 (略)

第8～第14 (略)

附 則  
(略)

(新設)